18　キンバリー・プロセス証明制度に対しても、ダイヤモンドの生産及びコートジボワールからの不正な輸出に関する情報であって、可能な場合には専門家グループにより再検討されたものを、委員会を通じて、適切な場合には安全保障理事会に通報することを要請し、また、キンバリー・プロセスにより調整された科学的調査の目的のためのダイヤモンド原石の標本の確保に関する決議第千八百九十三号（二千九年）16及び17の規定により定められた免除を延長することを更に決定する。

19　決議第千六百四十三号（二千五年）6の規定に基づく措置の修正又は解除を適当な場合に行うため、コートジボワール当局に対し、キンバリー・プロセス証明制度と協力し、ダイヤモンド原石の取引のための同国の国内管理制度の見直し及び評価、並びに同国の潜在的なダイヤモンド資源及び生産能力に関する包括的な地質学調査を行うよう奨励する。

20　コートジボワール当局に対し、同国全域、特に北部及び西部において、税関及び国境管理当局者を配置するよう奨励し、UNOCIに対し、その任務の範囲内で、コートジボワール当局による正常な税関及び国境管理活動の再構築について支援するよう奨励する。

21　全ての国、国際連合の関連機関並びにその他の機関及び関係当事者に対し、特に決議第千五百七十二号（二千四年）7、9及び11の規定、決議第千六百四十三号（二千五年）6の規定及び第千九百七十五号（二千十一年）12の規定により課され、上記1の規定において改めて表明された措置の違反の疑いに関する利用可能な情報を提供することにより、委員会、専門家グループ、UNOCI及びフランス軍に全面的に協力することを要請し、また、専門家グループに、適切な場合には、その活動を全ての政治主体と調整するよう更に要請する。

22　性的及びジェンダーに基づく暴力並びに武力紛争下の児童に関する決議第千九百六十号（二千十年）7及び第千八百八十二号（二千九年）7（b）を想起し、委員会と、児童と武力紛争に関する事務総長特別代表及び紛争下の性的暴力に関する事務総長特別代表との間でなされるそれぞれの任務に従った適切な情報共有を歓迎する。

23　全てのコートジボワールの当事者及び全ての国、特にこの地域の国に対し、以下を確保することを、この文脈で、更に要請する。

—専門家グループの構成員の安全

—専門家グループによる、特に専門家グループがその任務を行うための人、文書及び場所への妨害のないアクセス

24　この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

○文部科学省告示第九十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十三条第五号及び第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件（平成十四年文部科学省告示第五十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月十六日

文部科学大臣　髙木　義明

別表の補助金等の名称の欄中「科学技術総合推進費補助金」を「科学技術総合推進費補助金　原子力災害対策設備整備費等補助金」に、「公立諸学校建物其他災害復旧費補助金」を「公立諸学校建物其他災害復旧費補助金　公立社会教育施設災害復旧費補助金」に、「地域活性化交付金　地域自主戦略交付金　沖縄振興自主戦略交付金」を「政府開発援助ユネスコ活動費補助金」に、「政府開発援助ユネスコ活動費補助金　開発援助独立行政法人日本学生支援機構施設整備費補助金」を「政府開発援助ユネスコ活動費補助金」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十三年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

○農林水産省告示第千百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年六月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区春野町豊岡字大川谷六二の二九

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年六月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県伊豆の国市中字金井辻一六一四の七八、一六一四の七九

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年六月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県木曽郡木祖村大字小木曽五四四一の八（次の図に示す部分に限る。）、五四四一の一六〇、五四四一の一六一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年六月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県豊後大野市大野町田中字河内一六五九の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県庁及び豊後大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年六月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県延岡市桜ヶ丘三丁目七〇九八の八（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県延岡市桜ヶ丘三丁目七〇九七の二（国有林）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年六月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県袋井市・掛川市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。